

## 特定個人情報保護委員会（第41回）議事概要

- 1 日時：平成27年3月27日（金）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員  
其田事務局長、松元総務課長

## 4 議事の概要

- (1) 議題1：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（案）について

事務局から、平成27年2月18日から3月19日まで実施したパブリックコメントにおいて寄せられた意見とそれに対する回答案及び委員会規則案について説明があった。

手塚委員から「情報連携の対象となる事務について条例において定める場合、法の別表のように一覧として追加するイメージか」という旨の発言があり、これに対し事務局から「システム上の対応としては、法の別表第1のようなイメージとして表示することになると思う」という旨の発言があった。

阿部委員から「独自利用事務について情報連携するのは、情報提供ネットワークシステムを使用する場合に限定するものか」という旨の発言があり、これに対し事務局から「改正法案においてもその趣旨が明確になったため、そのように考えている」という旨の発言があった。

原案のとおり決定され、パブリックコメントの回答及び委員会規則案を公表することとなった。また、委員会規則の制定・公布の時期については、内閣府大臣官房番号制度担当室と協議の上検討することとなった。

- (2) 議題2：政策評価の実施計画（案）について

事務局から、平成27年度特定個人情報保護委員会政策評価実施計画（案）について説明があった。

原案のとおり決定された。

- (3) 議題3：出張の報告（米国、ドイツ）について

事務局から配布資料について説明があった。

- (4) その他

事務局から、第40回委員会において承認した全項目評価書を厚生労働省及び日本年金機構が公表したことについて報告があった。

以上

## 特定個人情報保護委員会（第42回）議事概要

- 1 日時：平成27年4月6日（月）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員  
其田事務局長、松元総務課長

### 4 議事の概要

#### （1）議題1：労働者災害補償保険法による保険給付等（年金給付）に関する事務全項目評価書についての概要説明について

特定個人情報保護委員会議事運営規程第8条第1項の規定に基づき、厚生労働省の職員が会議に出席した。

厚生労働省から、労働者災害補償保険法による保険給付等（年金給付）に関する事務全項目評価書の概要について説明があった。

加藤委員から「労災年金の請求をe-Gov電子申請システムで受け付ける場合の情報漏えい防止策について詳細に説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から「e-Gov電子申請システムで受け付ける場合は電子証明書による電子署名を行うことでなりすましを防止し、請求人等からの情報のみを受け付けるようにシステムで制御しているほか、電子申請のデータは労災行政情報管理システムに配信後、遅滞なく自動削除する運用とするなどの情報漏えい防止策を講じている」という旨の発言があった。

手塚委員から「システム内に特定個人情報ファイルとそれ以外のファイルの2種類があるが、両ファイル間のアクセス制御について詳細に説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から「短期給付等ファイルでは個人番号を扱わないため、個人番号を利用した検索機能を用意しないほか、短期給付等ファイルを扱うプログラムから労災年金情報ファイルの個人番号を参照できないようなアクセス制限を行う」という旨の発言があった。

嶋田委員から「厚生労働省統合ネットワークのリスク対策について詳細に説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から「MACアドレスフィルタにより不適切な端末の接続を防止し、システム内のファイアウォールで適正な接続先とのみ通信を行うよう制御すること等により、不正アクセスや不正侵入の防止、通信の暗号化による情報漏えい防止対策を徹底している」という旨の発言があった。

阿部委員から「過去3年以内に発生した個人情報に関する重大事故について、再発防止に向けた取組策を説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から「廃棄時期を誤認した廃棄事案に対しては、ファイルの管理状況の定期的な確認や文書廃棄時のダブルチェックの徹底及び非常勤職員を含む全職員に対する研修の定期的な実施等により再発防止に努めている」という旨の発言があった。これを受けて阿部委員から「当初だけではなく継続的にしっかり徹底する必要があることに、特に注意いただきたい」という旨の発言があった。

堀部委員長から「番号制度の運用開始に向けて、労働基準局の職員に対する教育についてどのように取り組むのか」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から「情報セキュリティに係るドキュメント類の規定事項について定期的に自己点検を行うことのほか、個人情報の管理に関する規程の遵守状況等について、本省職員が都道府県労働局に出向いて定期的に監査を行う、監査の指摘事項について次回の監査時に改善状況を確認することでPDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努めること、各都道府県労働局において年間の研修計画を策定し、職員に年に1回必ず研修を受講させることにしている」という旨の発言があった。これを受けて堀部委員長から「徹底して実施いただきたい」という旨の発言があった。

(2) 議題2：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」について

事務局から、規則の制定時期に関する内閣府大臣官房番号制度担当室との協議結果及び資料について説明があった。

規則の制定は、国会における改正法案の審議状況を踏まえつつ、適切な時期に行うこと、規則の内容は、第41回委員会において決定したとおりを基本とすることについて、決定された。

(3) 議題3：その他について

評価実施機関における特定個人情報保護評価書の公表の状況について、事務局から資料に基づき説明があった。

手塚委員から「評価の進捗状況についてどうか」という旨の発言があり、事務局から「公表されている評価書約7,400のうち、住民基本台帳の事務に関する評価書は約900と、多くの自治体から提出されているとの認識であるが、未提出の団体については早く実施するよう発信していく」という旨の発言があった。

事務局から、第37回及び第38回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上